

地方青少年問題協議会法

昭和28年7月25日法律第83号

最終改正

平成25年6月14日法律第44号

(設置)

第1条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあっては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(附則以下 略)

東京都青少年問題協議会条例

制定 昭和 28 年 10 月 20 日条例第 101 号
改正 平成 12 年 10 月 13 日条例第 171 号
改正 平成 26 年 3 月 31 日条例第 12 号

(設 置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第1条の規定に基づき、東京都に、知事の附属機関として、東京都青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組 織)

第2条 協議会は、会長及び委員 35 人以内をもつて組織する。

2 会長は、知事をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者につき、知事が任命し、又は委嘱する。

一 東京都議會議員 6 人

二 学識経験者 16 人以内

三 関係行政庁の職員 5 人以内

四 東京都の職員 8 人以内

(委員の任期)

第3条 前条第二号の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長をおく。

3 副会長は、委員が互選する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招 集)

第5条 協議会は、知事が招集する。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから、知事が委嘱する。

(定数及び表決数)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委 任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則（昭和 28 年 10 月 20 日条例第 101 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 28 年 7 月 25 日から適用する。

附 則（平成 12 年 10 月 13 日条例第 171 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日条例第 12 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

東京都青少年問題協議会要綱

(委員の構成)

第1条 東京都青少年問題協議会条例（昭和28年東京都条例第101号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する関係行政庁の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。

- 1 東京労働局職業安定部長
- 2 東京矯正管区第三部長
- 3 東京保護観察所長
- 4 東京地方検察庁刑事部長
- 5 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官
- 2 条例第2条第4号に規定する東京都の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。
 - 1 政策企画局長
 - 2 都民安全推進本部長
 - 3 総務局理事
 - 4 生活文化局長
 - 5 福祉保健局長
 - 6 産業労働局長
 - 7 教育長
 - 8 警視庁生活安全部長

(協議題の付議)

第2条 委員が協議のための議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要資料を協議会開催予定日の10日前までに都民安全推進本部総合推進部に送付するものとする。

(幹事会等)

第3条 東京都青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に幹事及び書記若干を置く。
2 幹事及び書記は、東京都の職員及び関係行政庁の職員のうちから知事が任命又は委嘱する。
3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。
4 書記は、会長の命を受け事務に従事する。
5 協議会の庶務は、都民安全推進本部総合推進部において行う。

付 則

この要綱は、昭和28年10月30日から施行する。

付 則（最終改正）

この要綱は、令和元年9月12日から施行する。

「東京都青少年問題協議会要綱」第3条第2項に基づく幹事の職

政策企画局	政策調整部長
都民安全推進本部	総合推進部長
総務局	人権部長
財務局	主計部長
生活文化局	広報広聴部長
生活文化局	私学部長
都市整備局	市街地建築部長
福祉保健局	総務部長
福祉保健局	少子社会対策部長
福祉保健局	健康安全部長
産業労働局	総務部長
産業労働局	雇用就業部長
建設局	公園緑地部長
港湾局	総務部長
教育庁	総務部長
教育庁	指導部長
教育庁	地域教育支援部長
警視庁	生活安全部少年育成課長
東京保護観察所	民間活動支援専門官
東京家庭裁判所	次席家庭裁判所調査官